

都市計画法第32条第1項、第2項及び同法第33条第1項第14号に規定する

同意を得たこと等を証する書面等についての基準

平成25年 4月 4日

開発許可申請手続きには、都市計画法第30条第2項により、同法第32条第1項による同意、第2項による協議の過程を示した書類、同省令第17条第1項第3号により、同法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類が添付図書となっていることから、様式、記載方法等を次に定めるものとする。

第1 朝霞市及び申請者（都市計画法第30条に規定する申請者）が、都市計画法第32条第1項による同意、同条第2項による協議及び同法第33条第1項第14号の同意の対象となる場合、別紙様式1の通りとする。

※ 同法第33条第1項第14号の同意以外の同法33条第1項各号による協議時にも、同様式を使用することとする。

第2 第1以外の者が、都市計画法第32条第1項による同意の対象となる場合、別紙様式2の通りとする。また、その者が同法第33条第1項第14号による同意の対象となる場合は、別紙様式3の通りとする。

ただし、根拠法令、捺印等の記載事項が、市が定める様式の記載事項に準用する場合は、他様式を使用することができるものとする。

第3 第2の者が、都市計画法第32条第1項及び同法第33条第1項第14号による同意の対象となる場合で、一の様式として利用する場合、別紙様式4の通りとする。

ただし、根拠法令、捺印等の記載事項が、市が定める様式の記載事項に準用する場合は、他様式を使用することができるものとする。

第4 第1から第3の、同意等に関する解釈は、都市計画法第32条第1項、第2項及び同法第33条第1項第14号共に、【埼玉県、開発許可制度の解説】と異にしないものとする。また、同法第33条第1項第14号に規定する「相当数の同意」についての解釈は、開発許可制度運用指針【平成13年5月2日 国総民第九号】Ⅲ-5-8と異にし

ないものとする。

- ※ 私道の管理者の定義は、所有者全員又は管理者である。管理者である場合は、管理者であることを証する写しを添付すること。その場合、都市計画法第33条第1項第14号に規定する同意の対象は、管理者でなく所有者とする。
- ※ 都市計画法第32条第1項及び同法第33条第1項第14号の同意が必要で、同法第33条第1項第14号の同意が全ての所有者から得ている場合、同法第32条第1項の同意を包括しているとみなす。